

## 日本スポーツ栄養学会 利益相反 (COI) に関する FAQ

### Q1 : 利益相反 (COI) 状態とは何ですか？

A1 : 産業界や事業者との連携による研究・開発が推奨されています。そのような産学連携の研究・開発活動が行われる中で、研究者（実践活動/症例を報告するスポーツ栄養士なども含む）の公正・中立な判断が損なわれているのではないかと第三者から疑われかねない状態を指します。

### Q2 : 企業や営利を目的とした団体から資金提供を受けて研究やサポートを行うことは悪いことなのでしょうか？

A2 : 悪いことではありません。国は産学連携を推奨しており、企業等から資金提供を受けて研究を行うことは、むしろ積極的に行われるべきことです。資金提供の内容を公表すること、すなわち COI 状態があることを予め公表し、その上で、成果を発表することが重要となります。

### Q3 : COI 指針・規程を守れば、法的責任を回避でききますか？

A3 : COI 指針や規程には、その上位にある法令の適用を回避する効力はありません。本学会が定める COI の指針・規程は、あくまでも中立性と公平性を維持した状態で本学会の活動を適正に推進していくために制定されたものです。したがって、本指針・規程を守ることが法的責任を完全に回避することにはなりません、研究者のリスクを最小化するためにも COI 状態を自己申告することを強く推奨いたします。

### Q4 : COI 状態を自己申告することでメリットはありますか？

A4 : 企業等から研究者への利益供与によって研究結果が歪められていると第三者から疑われかねない論文があったとしても、COI 状態が正しく申告されていれば、論文の信頼性が低下したり、研究者の立場が危うくなったりするリスクを最小化できると考えられます。

### Q5 : COI 申告書を作成するにあたり、注意すべき点がありますか？

A5 : 正直に申告することが大切です。申告する件数が多いことや基準を大きく超える収入や共同研究費等を得ているということで問題になることはありません。むしろ、実際より少なく申告することや虚偽の申告をすると、かえって大きな問題となる可能性があります。

### Q6 : COI 状態の企業が複数ある場合、それらすべてを記載するべきでしょうか？

A6 : COI 状態にある企業の数が多いといったことが問題になることはありませんので、複数ある場合はすべて記載してください。また、申告が必要なのは、当該論文・講演・発表における内容が企業・組織や団体と経済的な関係を持っている場合となっています。ただし、その論文や発表内容と直接関係がないように見える企業等からの利益供与についても、申告・開示することを推奨します。

**Q7 : COI 状態の自己申告を行わなかった場合、どうなりますか？**

A7 : 「スポーツ栄養学領域での研究等の利益相反に関する指針」の「VII. 指針違反者への措置と説明責任」に基づき、発表・講演禁止等の措置を受けることになります。

**Q8 : 非会員（外部講師）が学会大会等で講演やシンポジウムに出演した場合も、COI 指針・規程は適用されますか？**

A8 : 本学会の事業に参加することになるため、会員と同じく COI 指針・規程が適用されます。

**Q9 : 自分だけではなく、配偶者や一親等の親族についても申告しなければならないのはなぜですか？**

A9 : 配偶者や一親等の親族は、申告者本人と経済的に密接な関係があると第三者からみなされる可能性があるため、COI 状態の申告をお願いしています。

**Q10 : 配偶者や一親等の親族が得ている利益について、申告者がそのすべてを把握していない可能性があります。申告のために詳細な調査をしなければならないのでしょうか？**

A10 : 配偶者や一親等の親族が利益を得ている事実を申告者が知らなければ COI 状態を生じさせることはないと考えられます。把握可能な範囲で申告してください。

**Q11 : COI 申告書の各項目の基準額はどのようにして決められているのでしょうか？**

A11 : 「厚生労働科学研究における利益相反（Conflict of Interest : COI）の管理に関する指針」（厚生労働省）や「日本医学会 医学研究の COI マネージメントに関するガイドライン」（日本医学会）および他学会の基準を参考に設定しています。

**Q12 : 項目(1)として、企業や営利を目的とした団体の役員、顧問等の報酬額とありますが、自身がその企業の社員である場合でも申告は必要でしょうか？**

A12 : 発表の際に、発表スライド・ポスター・論文タイトルページに所属する企業名が明記されている場合には、その企業との間に経済的な関係があると判断されますので、必ずしも申告する必要はありません。ただし、社員として給与を得ていること申告することで、その関係性を明確に示すことができるので、発表の際にその旨を開示するこ

とを推奨しています。

**Q13：企業から 200 万円の共同研究費を受けていますが、そのうち 10%が間接経費として差し引かれ、研究者に渡る額は、180 万円となります。この場合は申告する必要はありますか？**

A13：申告する額は、研究者に実際に渡る額（間接経費を控除した額）ではなく、企業から入金された額となりますので、このような場合には申告が必要となります。

**Q14：企業から奨学寄付金を受けており、研究担当者は自分の名前になっています。しかしながら、実際は所属先全体の研究費として多くの職員・研究員が使用しています。このような奨学寄附金も申告する対象となるのでしょうか？**

A14：1つの企業・団体から 200 万円以上の奨学寄付金等を受けた場合には申告が必要です。実際の使用者が誰であるかにかかわらず、研究担当者が申告してください。また、発表者が所属する部局（講座、分野）あるいは研究室などへ企業や団体などからの研究経費、奨学寄付金などの提供があった場合にも申告を行なってください。

**Q15：開示・申告すべき COI 状態がない場合でも、「ない」ことを開示・申告する必要がありますか？**

A15：申告・開示すべき COI 状態にありながら、申告・開示しないことで大きな問題に発展する可能性があります。申告・開示し忘れてしまうこともありますので、COI 状態にない場合でも、その旨を申告・開示していただき、確認するほうが良いと考えています。

**Q16：申告内容の真偽を調査されることはありますか？**

A16：原則、真偽の調査は致しません。良心に基づき自己申告をお願いします。ただし、申告内容に疑義が生じた場合には、調査をおこなうことがあります。

**Q17：学会大会での発表や論文発表の際、どのように申告・開示すべきでしょうか？**

A17：学会 HP（ガイドライン・規程関連資料：<https://www.jsna.org/guideline.html>）に学会大会での開示例が示されているので、参考にしてください。また、研究誌での投稿の際には、利益相反開示書を提出のうえ、本文中にも COI 状態を記載してください（記載方法は、これまでに掲載された論文のものが参考になると思います）。